

令和2年度墨田区議会定例会2月議会提出予定案件（追加）

〈予算〉

- 1 令和2年度墨田区一般会計補正予算
- 2 令和3年度墨田区一般会計補正予算

〈条例〉

- 1 墨田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

〈人事〉

- 1 墨田区監査委員選任の同意について

令和２年度墨田区議会定例会２月議会提出予定案件概要（追加）

〈条例〉

１ 墨田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

（１）改正理由及び内容

地方公務員法の一部改正（29.5.17 公布、2.4.1 一部施行）等を踏まえ、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第４条の規定による任期付職員の昇給等を実施するため、所要の改正をする。

（２）施行期日

本年４月１日

２ 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

（１）改正理由

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率を改定するほか、国民健康保険法施行令の一部改正（2.9.4 公布、3.1.1 施行・2.12.24 公布、3.1.1 施行）に伴い、低所得世帯の保険料の均等割額の減額に係る所得算定基準及び一般被保険者の基礎賦課額を算定する際に用いる所得割額の算定方法を改めるとともに、所要の規定整備をする。

（２）内容及び施行期日

別紙のとおり

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例概要

1 保険料率の改定

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率を改定する。

区 分		現 行	改 正 案
基礎賦課額	所 得 割	7.14/100 〔賦課割合：56/100〕	7.13/100 〔賦課割合：56/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	39,900円 〔賦課割合：44/100〕	38,800円 〔賦課割合：44/100〕
	賦 課 限 度 額	630,000円	現行どおり
後期高齢者 支援金等賦 課額	所 得 割	2.29/100 〔賦課割合：56/100〕	2.41/100 〔賦課割合：56/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	12,900円 〔賦課割合：44/100〕	13,200円 〔賦課割合：44/100〕
	賦 課 限 度 額	190,000円	現行どおり
介護納付金 賦課額	所 得 割	1.86/100 〔賦課割合：54/100〕	2.22/100 〔賦課割合：56/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	15,600円 〔賦課割合：46/100〕	17,000円 〔賦課割合：44/100〕
	賦 課 限 度 額	170,000円	現行どおり

2 保険料率の改定に伴う保険料の減額等の改正

国民健康保険法施行令の一部改正（2.9.4 公布、3.1.1 施行）に伴い低所得世帯の保険料の均等割額の減額に係る所得算定基準を改めるとともに、被保険者均等割の保険料率の改定に伴い均等割額から減額する額を改める。

区 分	現 行			改 正 案		
	算定基準	被保険者1人につき減額する額		算定基準	被保険者1人につき減額する額	
7 割 減 額 世 帯	所得が33万円 を超えない世帯	基礎	27,930円	所得が〔43万円 ＋10万円× (給与所得者等 の数－1)〕を 超えない世帯	基礎	27,160円
		後期	9,030円		後期	9,240円
		介護	10,920円		介護	11,900円
5 割 減 額 世 帯	所得が〔33万円 ＋28万5千 円×被保険者数〕 を超えない世帯	基礎	19,950円	所得が〔43万円 ＋28万5千 円×被保険者数 ＋10万円× (給与所得者等 の数－1)〕を 超えない世帯	基礎	19,400円
		後期	6,450円		後期	6,600円
		介護	7,800円		介護	8,500円
2 割 減 額 世 帯	所得が〔33万円 ＋52万円× 被保険者数〕を 超えない世帯	基礎	7,980円	所得が〔43万円 ＋52万円× 被保険者数＋1 0万円×(給与 所得者等の数－ 1)〕を超えない 世帯	基礎	7,760円
		後期	2,580円		後期	2,640円
		介護	3,120円		介護	3,400円

*基礎：基礎賦課額 *後期：後期高齢者支援金等賦課額 *介護：介護納付金賦課額

3 一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定方法の改正

国民健康保険法施行令の一部改正（2.12.24 公布、3.1.1 施行）に伴い、一般被保険者の基礎賦課額を算定する際に用いる所得割額の算定方法について、所要の改正をする。

4 その他

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正（3.2.3 公布、3.2.13 一部施行）に伴い、所要の規定整備をする。

5 施行期日

本年4月1日。ただし、4については公布の日